

2 生徒指導に関する規程

第1節 生徒心得

この心得は、北海道天塩高等学校生徒が自覚と誇りを持ってよりよい学校生活を送るための規則を明らかにしたものである。この生徒心得は基本事項として常に心がけるものであり、この他に教員が必要と判断したことは、適宜、指導するものとする。

1 学校生活

- (1) 生徒同士、教職員や外来者の方への挨拶をする。
- (2) 登下校はもちろん日常生活においても交通のモラルを遵守する。
- (3) 公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけたり不愉快な思いをさせたりすることがないようにする。
- (4) 授業に必要な物以外の物は学校に持ち込まない。
- (5) 必要のない金銭は所持せず、生徒相互の貸借は慎む。
- (6) 校舎内外の美化に努め、ゴミなどは進んで分別・処理する。
- (7) 交際は他の人に誤解されないよう健全なものとする。
- (8) 登校後は、無断で校地外に出ない。
- (9) 遊興享楽を目的とする場所（飲食店・パチンコ店等）への出入りは、しない。
- (10) 外泊は、原則としてしない。
- (11) 所持品は、各自責任を持って管理する。
- (12) 所持品の紛失または拾得の場合は、ただちに届け出る。
- (13) 下校の際は、原則として自分の所持品を持ち帰る。
- (14) 身分証明書・生徒手帳は、常に携行する。
- (15) 誤って施設や校具を破損した場合は、ただちに教員に申し出る。
- (16) 指定された場所以外での飲食はしない。
- (17) 16：40以降も学校に残る生徒は、許可を得て教員の指導のもと活動する。
- (18) 外出は、21時までを原則とする。

2 学習について

- (1) 授業が始まる前に、授業と関係ない物は片付ける。
- (2) 授業の始まりと終わりに挨拶をする。
- (3) 授業中のスマートフォンの使用は禁止する。サイレントモードにするか電源を切る。スマートフォンを授業中に使用したり、音が鳴ったり、バイブレーションが鳴った場合、担任や生徒指導部から指導される。
- (4) 試験については、別に定める定期考査受検心得による。

3 身だしなみ

- (1) 男女とも頭髪のパーマ及びそれに近いウェーブ、脱色、染色、極端な2ブロック、モヒカンなどの華美な加工は禁止する。
- (2) 男子は前髪が目にかからない。襟、耳に髪がかからない。
- (3) 女子は前髪が目にかからない（長い場合は髪留めを使用してよい。）。
- (4) 化粧、マニキュア等は禁止する。
- (5) イヤリング、ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は身につけない。
- (6) 爪は短く清潔にする。

4 服装及び靴

- (1) 制服は、本校所定のものを着用し、高校生としての品位を失わないように努める。
- (2) 場面に応じて次の着こなしをする。
 - ①正装（入学式、卒業式など儀式や学校が指定する日）
 - ・ブレザー、ワイシャツ又はブラウス、ネクタイ又はリボン、スラックス又はスカートを着用する。スカートの裾は膝にかかるようにする。靴下、ベルトは派手なものにしない。
 - ②平常時（通常の授業実施日）
 - ・正装を基本とする。
 - ・ブレザーの下にセーター又はカーディガンを着用することができる。色は黒、ネイビー、グレー、ベージュとする。デザインは無地とするが、ワンポイントは可とする。トレーナーなどの着用はできない。
 - ③夏季略装（夏季略装期間 原則として前期中間考査明けから前期終業式まで）
 - ・本校指定のポロシャツを着用できる。
 - ・ブレザー、サマーニットの着用は各自の判断でよい。
 - ・ワイシャツ、ブラウスを着用する場合、ネクタイ、リボンを着用する。
 - ・夏季略装期間でも正装指定日がある。ブレザーの着用は各自の判断でよい。
 - ④異装（やむを得ない場合や特別な事情がある場合）
 - ・ケガ等によって制服を着用できない場合、異装届を担任に提出して学校指定ジャージで登校できる。
 - ・風邪等で寒い場合、担任と教科担任に申し出てから防寒着を着用できる。
- (3) サンドル、下駄、ハイヒールでの通学はしない。
- (4) 体育時の服装は、本校指定ジャージとする。
- (5) 校舎内では、本校指定の運動靴を履き、外靴との区別を明確にする。

5 情報モラルや情報機器の取り扱い

- (1) 携帯電話、スマートフォンの使用可能場所は、原則、教室のみ。廊下、階段、トイレでの使用は禁止する。朝のSHR前、放課後は家庭と連絡をとる場合のみ生徒玄関で利用できる。
- (2) Facebook、TwitterなどのSNS、インターネット上のあらゆるサイトに自分の個人情報を書き込まない。学校名、自分の氏名の他、学校名＋ニックネーム＋誕生日など、組み合わせで個人が特定される情報も書き込まない。
- (3) 友人、他校の生徒についての、個人情報や悪口をインターネット上に書き込まない。
- (4) 振り込め詐欺などのトラブルに巻き込まれた場合は、相談しやすい大人や関係機関、教員等に相談をする。決して振り込んだり相手側に連絡を取ったりしない。
- (5) ネットパトロールで、モラルに反する書き込みが発見された場合、その生徒は指導の対象となる。
- (6) インターネット上で自分に対する嫌な書き込みがあった場合、仕返しをしたりせずに、まずは相談しやすい大人や関係機関、教員等に相談をする。
- (7) 「死ね、消えろ、殺す」などの、他人の心を傷つける言葉をインターネット上で言わない。

6 自他の命を重んじる

- (1) 地震、津波、火災などが発生した時のために避難訓練に真摯な態度で臨む。
- (2) 薬物乱用防止、交通安全、性教育、がん教育を受ける機会を大切にする。
- (3) 自分の身は自分で守る、ということを忘れてはいけない。
- (4) 水難事故に気をつける。遊泳禁止区域に近づいたり遊んだりしない。
- (5) 緊急地震速報など、命に関わる速報が発表された場合、落ち着いて命を守る行動を

とる。

- (6) 「死ね、消えろ、殺す」などの、他人の心を傷つける言葉を遣わない。
- (7) いじめはしてはいけない。
- (8) 困ったことがあれば、教員やスクールカウンセラーに相談する。

7 通学マナーと交通ルール

- (1) 校門を通る（教員住宅側の道路は通らない。）。
- (2) 保護者の送迎で登下校する際、車両運転者は校舎敷地内での交通事故に十分注意する。
- (3) 高校前バス停から学校への間は、必ず横断歩道を通行する。
- (4) 学校敷地内は歩道を通行する。
- (5) 公共交通機関を利用する際、自分の定期券を使用する。他人に定期券を貸さない。
- (6) 運転手の指示に従う。
- (7) 公共マナーを守り、お年寄りや体の不自由な人には席を譲る。
- (8) 騒いだり、周囲の人たちに不快感を与えたりしない。
- (9) バス停や駅を清潔に使用する。
- (10) 他校生徒とのトラブル等がないように努める。
- (11) 自転車の2人乗りや並走をしない。道路左側の路側帯を走行する。
- (12) 斜め横断をしない、一時停止を守る、など交通法規を遵守する。
- (13) 冬季期間など、自転車の使用が危険な場合は生徒指導部の判断で自転車通学を禁止する。
- (14) ながら運転はしない。

8 アルバイト

- (1) アルバイトガイダンスに参加する。
- (2) アルバイト先には必ず身分証明書を持参する。
- (3) 酒を供することを主とする店等でのアルバイトや危険を伴うアルバイトは行わない。
- (4) 帰宅時間（21時）を厳守し、それに間に合わないアルバイトは行わない。
- (5) 定期考査期間（考査1週間前から）のアルバイトは一時禁止とする。
- (6) 成績不振、身だしなみの乱れ等、学校生活に問題がある場合はアルバイトを自粛させる。

9 許可・届出

【許可】

- (1) 校内に掲示する生徒会・部・その他の掲示物は、学校の許可を得る。
- (2) 校内において配布するビラその他の配布物は、事前に学校に届け出て許可を得る。
- (3) 休暇中に学校を使用する場合は、必ず教員の許可を得る。

次の項目に該当する場合は、本校所定の様式で届け出る。

- (1) 入室届
授業の開始に間に合わなかった場合は、職員室で入室届を受け取り教室に入室する。
- (2) 部・外局等の対外行事(大会)等や合宿への参加に関するもの
 - ①対外行事(大会)等：「生徒指導に関する規程、第12節 対外行事(大会)等への参加に関する規程、第9条」に依り届け出る。
 - ②合宿：「生徒指導に関する規程、第13節 合宿規程、第3条」に依り届け出る。
- (3) アルバイト届け
アルバイトをする場合は、アルバイト新規届けを生徒指導部に提出し、就業することを報告する。長期に渡ってアルバイトをする者は、年度毎にアルバイト継続届

けを生徒指導部に提出し、就業の継続を報告する。

(4) 自転車通学届

自転車で通学しようとする場合は、町内外を問わず自転車通学届を提出し、番号を登録する。また、新しく自転車を購入した場合は新たに番号登録をする。

(5) 四輪免許については、別に定める規定による。

(6) 病欠欠席が7日以上にわたる場合は、診断書の提出を求めることがある。

(7) 住所・保証人その他一身上に変化が生じた場合は、すみやかに担任に届け出る。

(8) 戸籍上の異動届・休学届・復学・転学・退学願等は定められた様式により届け出をする。

10 学校保健

(1) 在学中は、定期健康診断を受けるとともに、臨時の健康診断も受けなければならないことがある。また、必要に応じて精密検査を受けなければならない。

(2) 高体連・高野連等の対外試合の出場選手は、予め健康診断を受けなければならない。

(3) 医師の診断書を添えて届け出た者は、学校生活について配慮されることがある。

附 則 この規程は、平成15年11月25日から適用する。

この規程は、平成19年4月6日から適用する。

この規程は、平成20年2月15日から適用する。

この規程は、平成20年4月7日から適用する。

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

第2節 特別指導

第1条 生徒の特別指導については、学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条に基づき本校における規定を定める。

第2条 この規定は、北海道天塩高等学校生徒の健全育成に資することをもって目的とし、特別指導について定める。

第3条 特別指導について該当する行為は次の通りとする。

- (1) 反社会的行為
- (2) 非社会的行為
- (3) その他特別指導の必要を認めた行為。

第4条 特別指導の種類は、次の通りとする。

- (1) 校長訓戒
- (2) 登校指導
- (3) 家庭謹慎
- (4) 退学
- (5) その他

第5条 第4条(5)その他には担任説諭・生徒指導部長説諭・教頭説諭がある。(1)校長訓戒の場合は、保護者同席のもとに本人を訓戒する。

第6条 家庭謹慎の場合は保護者同席のもとに本人を厳重に説諭し謹慎を命ずる。

第7条 特別指導の手続きは次の通りとする。

- (1) 行為の調査、特別指導の原案作成は生徒指導部が中心となり担任、学年関係者と連絡の上行う。
- (2) 特別指導の決定は職員会議を経て校長が行う。

第8条 各謹慎期間中は関係職員協議の上、計画を立て該当生徒の指導にあたる。

第9条 各謹慎解除については関係職員協議の上、原案を作り職員会議を経て校長が決定する。

第10条 特別指導に関する一切の記録は生徒指導部が作成し保管する。

第11条 定期考査で違反があった場合は、教務部と連携をし指導をする。

附 則 この規程は昭和53年4月1日から適用する。

この規程は平成19年4月6日から適用する。

この規程は平成21年12月1日から適用する。

この規程は令和3年4月1日から適用する。

第3節 運転免許取得

第1条 この規則は、生涯にわたって交通道德を遵守する意識と人命を大切にする気持ちの高揚を図り、将来活用する四輪・二輪免許取得希望者の交通安全の徹底を目的とする。

第2条 在学中の四輪・二輪免許取得は原則として認めない。

第3条 条件を遵守できる場合のみ、四輪・二輪免許取得が認められる。

- (1) 在学中の四輪・二輪免許取得は基本的には認められないが、生徒本人が「四輪・二輪免許取得ガイダンス」に参加してから「自動車学校通学許可願」を提出し、許可されれば取得が認められる。
- (2) 進学・就職内定者は冬季休業から自動車学校通学が認められる。
- (3) 進学・就職希望者(内定の有無に関わらない)は家庭学習期間から自動車学校通学が認められる。
- (4) 自動車学校通学は、学業成績や学校生活に問題のない場合に許可する。

- (5) 自動車学校への通学を許可されていても、学業成績や学校生活に問題があった場合、自動車学校への通学を一時的に停止し、補習、追試、家庭謹慎の特別指導等を優先することとする。
- (6) 本免許学科試験(筆記)の受験は家庭学習期間以降から認める。
- (7) 免許取得後は、保護者の管理・責任の下、各家庭で保管することとする。
- (8) 規定以外の方法(無許可で取得、期日を守らないで取得など)で取得した場合、特別指導の対象となる。

附 則 この規程は、昭和63年4月1日より施行する。
この規程は、平成6年10月7日より施行する。
この規程は、平成19年4月6日より施行する。
この規程は、平成22年4月8日より施行する。
この規程は、平成22年4月8日より施行する。
この規程は、令和3年4月1日より施行する。

第4節 学校保健

生徒は、この規則を守り、学習環境の改善に努め、健康を維持・増進するよう心がけなければならない。

第1条 教室は、学校生活の大部分の時間を過ごすところであり、わずかな不衛生の状態でも、身体に大きく影響して、学習の能率を下げるものであるから、常に清潔を保ち、環境衛生を改善するように、努めなければならない。そのためには、次のことを励行することが大切である。

- (1) 外気の温度が著しく低いときや、強風の場合を除き、毎休息時に適宜窓を開けて換気する。
- (2) 暖房期間中は、教室内温度が17℃以下にならないようにする。
- (3) 冬期間は、教室内が乾燥しすぎないように注意することを目的として蒸発皿を使用することがある。
- (4) 黒板は、毎休息時間にきれいにふき、また黒板ふきはチョークの粉を落として、次の授業に支障のないようにしておく。
- (5) ひざしの強い時はカーテンを利用し、曇天時には蛍光灯をつけるなどして、教室内の遮光と採光に気をつける。
- (6) カーテンは常に丁寧に扱い、また清潔に使用し、必要であれば補修などをする。
- (7) 清掃は清掃要領によるものとする。

第2条 病気になることは、自分が困るばかりでなく、他人にも迷惑をかけることになる。特に感染症は、大きく社会不安をもたらすものであるから、協力して防疫に努めなければならない。そのためには、次のようなことを守る必要がある。

- (1) 運動着やタオル等の交換使用を、絶対にしない。
- (2) 運動着や運動靴は、時々洗濯して、不潔なものを着用しない。また、教室・部室・玄関・ロッカー内に残したままで下校しない。
- (3) 運動着を教室内で乾かさない。
- (4) 食前や便所使用後の手洗いの習慣を、身につけるようにする。

第3条 身体に故障がある時、または疲労度の高いときは、部活動等に参加しないようにする。

第4条 登校時や学校内で、骨折・捻挫・打撲・突き指などの傷害を受けた時は、学級担任や指導教員に必ず報告して、保健室で処置を受けるようにする。

第5条 身体に異常感のある場合は、無理をせず、学級担任や指導教員に必ず報告し、早

期に養護教諭に健康相談または、医師の診断を受けるようにする。

第6条 感染症の流行期には、積極的に予防し、また罹患した場合は、早期治療をして、他人への感染源とならないように、努めなければならない。

第7条 教室内のゴミはそのつど捨て、資源ゴミは、プラゴミ・紙ゴミのゴミ箱に、資源ゴミにならないゴミは、一般ゴミのゴミ箱に分別して捨てる。

第8条 清掃要領

1 通常の清掃

(1) 教室の清掃は次の要領で行う。

- ①風向きを考慮して窓を開け、換気を充分にする。
- ②机・椅子を教室後方に下げ、自在ほうき・プレーンモップでゴミを集め、ほうきでゴミを取り除く。
- ③窓のさんや教壇の上・スチームの下などほこりのたまりやすいところは特に気をつけてゴミを集める。
- ④ゴミは小さなほこりまでとる。
- ⑤机を前に出した後は、机の上・教卓のほこりをぬれた雑巾でふきとる。
- ⑥黒板をきれいに黒板消しでふき、黒板消しクリーナーで黒板消しをきれいにしておく。また、黒板のチョーク受けはぬれた雑巾で粉をきれいにふきとる。(黒板の水拭きは厳禁とする)
- ⑦ゴミ箱のゴミは必ず資源ゴミと一般ゴミ等に正しく分別し、1階の廃棄物保管庫に捨てる。また、ゴミ箱が汚れている時は、水拭きをする。
- ⑧掃除用具ロッカーのゴミは、そのつど捨てる。
- ⑨机・椅子・教卓・ゴミ箱等の整理整頓に注意する。
- ⑩掃除終了後は、掃除用具の数や破損の有無などを調査して、ロッカーに柄の部分を下にし、整理整頓して収める。

(2) 特別教室・廊下・階段などの清掃は、教室の清掃要領に準ずる。

2 特別清掃

(1) 夏期休業前と冬期休業前、学校行事等必要に応じて特別清掃を行う。

(2) 教室の特別清掃は、次の要領で行う。

- ①机・椅子の落書きなどを消した後、脚のゴミを雑巾ややすりでとり、通常の清掃を行う。
- ②それと並行して、壁・入り口戸のガラスを専用クリーナーを使ってふく。また、ゴミ箱はぬれた雑巾で汚れを拭き取る。
- ③全員で床の水拭きをする。
- ④使用した雑巾は、清掃終了後、速やかに公務補室に返す。ただし、トイレ清掃で使った雑巾はトイレ内の雑巾掛けに干す。

(3) 教室以外の出張区域については、通常の清掃よりも丁寧なもの(大掃除)とする。

3 大掃除

(1) 大掃除は必要だと思われるとき(行事前後、入選前など)、適宜行う。

(2) 清掃内容は、通常の清掃よりも丁寧なものとし、机・椅子などの落書きを消し机・椅子の脚のゴミをとる。

第5節 保健室の利用

第1条 保健室は、応急処置・保健指導・保健学習の場であって治療を行う所ではない。次のことを守り利用する。

- (1) 来室の時には、ノックして入り、病気、怪我等の状態を伝える。
- (2) 保健室利用時は各自保健室利用簿に記入する。
- (3) 授業中の来室は教科担任の許可を必ずもらう。また、遅れて入る時は保健室発行の

保健室来室カードを持ち、職員室で入室許可証を必ずもらい教室に戻る。

第2条 保健室来室カード

- (1) 保健室利用生徒について、生徒の健康、安全の管理上、必ず養護教諭から教員へ保健室の利用状況についての保健室来室カードを発行する。
- (2) 保健室来室カードを受け取った教員は確認後に押印し担任へ渡す。保健室来室カードは担任が保管する。

第6節 学校保健委員会

第1条 この会は、北海道天塩高等学校保健委員会とする。

第2条 学校保健安全法に基づいて、生徒及び職員の健康の保持増進を図るとともに、学校保健推進の支柱となり、学校教育の円滑な実施と、その成果を確保することをもって目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校保健に関する調査研究及び協議
- (2) 学校保健計画の立案・実施及び評価
- (3) 健康診断及びその事後処理（健康相談を含む）についての具体的な計画の立案及び実施とその計画
- (4) 健康生活の保持増進に必要な研究と対策
- (5) 環境衛生の維持改善及び施設の整備
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事業

第4条 この会は、下記天塩高等学校の職員及び関係者をもって組織する。

校長 教頭 養護教諭 学校医 学校歯科医 学校薬剤師 生徒指導部 保健体育科教諭 PTA会長

第5条 この会の運営を次の通りとする。

- (1) 校長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 教頭は、校長の諮問に応じ、これを補佐し校長事故があるときは代理する。
- (3) 議長は、生徒指導部長とし、議事の運営及び進行を行う。
- (4) 書記長及び書記次長は、議事を記録し、保管する。

第6条 会議の開催・招集・成立及び議決を、次の通りとする。

- (1) 学校保健委員会の会議は、校長が招集する。
- (2) 会議の開催は、年1回とする。但し、必要に応じて臨時に、開催することができる。
- (3) 会議には必要に応じ、保健関係者等に出席を求めることができる。

第7条 この規程の変更は、学校保健委員会の承認による。

附 則 この規程は、平成3年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月6日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

第7節 生活保健委員会

第1条 この会は生活保健委員会と称する。

第2条 生徒全体にわたる保健活動を自主的かつ組織的に推進することが主な設置の理由である。従って生徒の全体を代表する委員によって行われる研究協議機関であり、保健活動のすべてについてその在り方を決定し実施していくための機関である。

第3条 生徒の健康の保持増進を図ることと、環境衛生の整備に努めることを目的とする。

第4条 委員会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 保健に関する広報活動
- (2) 環境衛生維持改善および点検活動
- (3) 健康診断の際の補助
- (4) 健康生活の保持増進に必要な研究
- (5) ゴミ分別点検活動
- (6) 応急処置
- (7) その他

第8節 救急体制

1 事故発見者の通報

養護教諭一患者の処置に当たる。

第1次報告 生徒指導部長一学級担任、教頭に連絡（教頭から校長へ）

第2次報告 学級担任一学年主任と相談して家庭に連絡する。

2 生命が危険と判断された場合

意識喪失、ショック症状、痙攣の持続するもの、大出血、心臓発作、頭部外傷、広範囲の火傷、その他で生命に危険があると思われるときは、校長の指示を受けて速やかに消防署（Tel. 119番）に連絡する。

(1) 連絡の方法

関係機関に連絡し傷病時の人数、氏名、性別、年齢及び症状の説明し到着までの処置を聞く。

(2) 関係職員は必ず同行する

①原則、担任・副担任又は学年団が患者に付き添うものとする。但し付き添いはその場に応じ対応するものとする。

②校長、教頭は総合的決裁と指揮に当たる。

(3) 連絡

①救急車を呼ぶ段階で担任は家庭へ連絡する。

②診断の結果症状は担任・副担任又は学年団が管理職及び養護教諭へ連絡する。

3 命に直接影響ないが速やかに医師の治療を必要とする場合

(1) 本校学校医に連絡。

(2) 生徒の移送は原則として営業車を使用する。

(3) 付き添いはその状況に応じて関係職員が行う。

(4) 症状によっては家庭に連絡して保護者に来院してもらう。学級担任は家庭の連絡の際、保険証の持参を伝える。

(5) 保護者の付き添いのない場合は、状態に応じて治療後、養護教諭又は担任が送り届け、怪我の様子・処置の結果などを保護者に伝える。

(6) 一人で帰れる場合は養護教諭あるいは担任が連絡する。

4 登校後に発熱、腹痛、その他で授業を続けることが困難な場合

(1) 担任から保護者に連絡し迎えに来てもらう。

(2) やむを得ず一人で早退させる場合は、帰宅したことを学校に連絡するよう生徒へ指導する。

5 放課後の場合

(1) 担当教員は救急処置をし必要に応じ病院を受診させる。その際事前に家庭・病院に電話連絡する。

(2) 受診後、校長・教頭の指示を受け、状況により家庭へ送り災害の状況を報告する。

(3) 担当教員は担任、学年主任、養護教諭、保健体育科等の関係職員に報告する。

6 手続き

(1) 怪我等がある場合、日本スポーツ振興センターの手続きについて養護教諭へ確認する。

附 則 この規程は、平成19年4月6日から施行する。
この規程は、平成22年4月8日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第9節 生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は、北海道天塩高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、北海道天塩高等学校全日制に所属する全生徒をもって組織する。

第3条 本会は、会員を主体とする学校を創ることを目的とする。ただし、そのために、集団生活について自覚をすることと、常に向上心を持つことを心掛ける。

第4条 本会の活動の基盤は会員一人一人に存する。

第2章 生徒会組織機関

第5条 本会は、第3条の目的達成のため、下記の機関をおく。

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| (1) 生徒総会 | (2) 代議員会 | (3) 執行部 |
| (4) 議長団 | (5) 常任委員会 | (6) 臨時委員会 |
| (7) 選挙管理委員会 | (8) 天翔編集委員会 | (9) 部 |
| (10) 外局 | (11) 愛好会 | (12) クラブ |
| (13) ホームルーム | | |

第6条 代議員、執行部役員、常任委員、選挙管理委員は、それぞれ兼任することができない。

第7条 部、外局、愛好会、クラブは、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」に従わなければならない。

第3章 生徒総会

第8条 生徒総会は、本会の最高議決機関とする。

第9条 生徒総会は、全生徒をもって構成され、全員が発言権を有する。

第10条 生徒総会での決議は出席者の過半数とする。ただし、必要定員数は全会員の3分の2以上とする。

第11条 生徒総会の開会および議事進行は、第6章に定める議長団によって行われる。

第12条 次の(1)から(6)までの議題については生徒総会での審議を経て決定されなければならない。

- (1) 生徒会活動基本方針
- (2) 予算、決算報告(中間報告を含む)およびその監査報告
- (3) 各常任委員会からの活動計画および反省
- (4) 会則等に関する決議
- (5) 部、外局、愛好会、クラブの設置や廃止に関する決議
- (6) 執行部役員の解任

第13条 定期生徒総会は4月と10月とする。

第14条 次の(1)から(3)に定める場合、議長団は14日以内に臨時生徒総会を開会しなければならない。

- (1) 会員の3分の1以上が連署の上、議長団に要求した場合。
- (2) 代議員会が開会の決議をした場合。
- (3) 執行部が必要と認めた場合。

第4章 代議員会

第15条 代議員会は、生徒総会に準ずる本会の議決機関とし、各機関からの提案及び学校から委嘱された事項を審議、決定する。

第16条 代議員会は、ホームルームより選出された代議員男女各1名、本会会長、第6章に定める議長団4名で構成される。

第17条 代議員会での決議は各ホームルームごとに1票を有するのみとし、全ホームルームの過半数を持って決議とする。

第18条 次の(1)、(2)に定めるとき、各委員長は代議員会に出席しなければならない。

- (1) 議長及び会長の要請がある場合。
- (2) 当該委員会からの提案がある場合。

第19条 代議員会は、執行部の要求もしくは1ホームルーム、1常任委員会からの要求があるとき、議長団がこれを招集する。各ホームルーム最低1名の出席を必要とし、代理は認めない。1ホームルーム以上の欠席の場合は、中止または延期とする。

第20条 代議員の選出は、4月上旬及び10月上旬の2期とする。ただし、再選を妨げない。

第21条 会員は、議長団の許可を得て、代議員会を傍聴することができる。ただし、傍聴者はいかなる場合も発言権、議決権はない。

第5章 執行部

第22条 執行部は、生徒総会及び代議員会で決定した事項を執行する機関とする。

第23条 執行部は以下に定めるように最小で5名の役員で構成される。ただし、別に立候補者のある場合、副会長、書記長、会計長を各2名とし、最大8名とすることができる。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 書記長1名
- (4) 会計長1名
- (5) 渉外担当1名

第24条 執行部役員は別に定める選挙管理規程により選挙され、任期は1年とする。また再選を妨げない。

第25条 役員の任務については、以下に示すとおりとする。

- (1) 会長は、本会及び執行部を代表し、各機関の決定に従って業務を遂行し、生徒会活動全体に通達する。また、生徒会役員選挙で立候補者が出ず、欠員が出た場合、生徒会長は執行部役員を生徒会員の中から指名し、代議員会で承認後、これを任命することができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときその任務を代行する。また、各ホームルームに助言を行い、連絡、調整にあたる。
- (3) 書記長及び書記長は、執行部内の議事録および生徒総会、代議員会での記録文書を管理する。また、それらを随時、会員に報告する。
- (4) 会計長及び会計次長は、予算、決算に関わる事務、および生徒総会での報告を行う。また、本会の会計に関する提案を行うことができる。
- (5) 渉外担当は、各部、外局、愛好会、クラブに助言を行い、連絡調整にあたり、部・局長会議の議長を務め、会議の内容、結果を会員に報告する。また、各常任委員会および天翔編集委員会を含むその他の委員会に助言を行い、連絡、調整、編集作業にあ

たる。

第26条 執行部役員の解任は、次の（１）から（３）の場合に認められる。

- （１）全会員の３分の１以上の連署によって要求され、生徒総会で決議された場合。
- （２）本人が辞意を表明した場合。
- （３）転学・退学した場合。

第27条 執行部役員に欠員が生じた場合は、１４日以内に補充選挙を行い、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、立候補者がいない場合、生徒会長が執行部役員を生徒会会員の中から指名し、代議員会で承認後、これを任命することができる。

第６章 議長団

第28条 議長団は、生徒総会、代議員会における議事進行、採決、記録、また、本会の会計監査を行う。

第29条 議長団は、第２６条に定める事項について、会員にその報告をしなければならない。

第30条 議長団は定員を４名とし、前期においては２、３年生、後期においては１、２年生から選出し、会長がこれを任命する。また、再選については、これを妨げない。

第31条 議長団は、第２８条の任務を遂行する立場であるため、できるだけ中立な立場が望ましいが、人員の確保が難しい場合は、各常任委員（常任委員長は不可）、選挙管理委員、天翔編集委員から選出することができる。

第７章 常任委員会

第32条 常任委員会は、執行部と連携して自治的活動を行う執行機関とする。

第33条 常任委員会の名称および機能は以下に定めるとおりとする。

（１）生活保健員会

校舎内外の美化と生徒の良識ある健全な生活の維持と更なる向上を目指す。

（２）体育委員会

体育的行事全般にわたってその企画及び運営を行う。

（３）図書委員会

図書室の管理および図書の貸出しに関わる業務を行う。

第34条 各常任委員会の委員は、各ホームルームより選ばれた代表２名で構成され、委員の互選により正、副委員長を決定する。ただし、必要に応じて代表は増員することができる。

第35条 各常任委員の選出は、４月上旬及び１０月上旬の２期とする。ただし、再選を妨げない。

第36条 各常任委員会は、その部門における活動計画をたて、代議員会と生徒総会の議決を経て執行する。

第８章 臨時委員会

第37条 臨時委員会は、必要に応じて設置される期間限定の執行機関とする。

第38条 臨時委員会の設置は、生徒総会、または代議員会で決定される。

第39条 臨時委員会の正・副委員長は、委員会設置時に、委員の互選により決定する。

第40条 臨時委員会の募集及び、第１回目の召集は、会長が行う。

第９章 選挙管理委員会

第41条 第５章に定める執行部役員の選挙を管理する機関として、選挙管理委員会を設置する。

第42条 選挙管理委員は各ホームルームより選ばれた代表１名の委員で構成され、委員の互選により正、副委員長を決定する。

第43条 選挙管理委員は、執行部役員選挙に立候補することができない。

第10章 天翔編集委員会

第44条 生徒会誌「天翔」を編集、製作する機関として、天翔編集委員会を設置する。

第45条 天翔編集委員会は、各ホームルームより選出された1名以上の委員により構成され、委員の互選により正、副委員長を決定する。

第46条 天翔編集委員の任期は4月より「天翔」完成までとする。

第11章 部

第47条 部は会員の意志により選んだ、自由で自主的な活動を通して、会員の心と技術の向上を計ることを目的とする団体とする。

第48条 会員は全ての部の中から1部を選ぶことができる。ただし、重複して所属することはできない。

第49条 部は生徒会諸活動に協力する。

第50条 部の活動については、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」に示すとおりとする。

第12章 外局

第51条 外局は部の目的に準じ、各機関の要請によって生徒会諸活動に協力する団体とする。

第52条 会員は部に所属するしないにかかわらず1外局を選ぶことができる。

第53条 外局の活動については、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」に示すとおりとする。

第13章 愛好会

第54条 愛好会とは、部への昇格を目指す団体とする。

第55条 愛好会は、予算を申請することができない。

第56条 会員は、他の所属に関わらず、愛好会に所属することができる。

第57条 愛好会の設置・活動については、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」に示すとおりとする。

第14章 クラブ

第58条 クラブは会員が自由な意思により組織し、校内で活動する団体とする。

第59条 クラブは、予算を申請することができない。

第60条 会員は他の所属にかかわらず、クラブに所属することができる。

第61条 クラブの設置・活動については、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」に示すとおりとする。

第15章 ホームルーム

第62条 ホームルームは、代議員及びその他必要な委員を選出する。

第63条 ホームルームは、代議員会で決定される事項についての審議を行い、代議員にその意思を委ねる。

第16章 選挙

第64条 執行部役員の選挙の詳細については、別に定める「生徒会選挙管理規程」による。

第17章 会計

第65条 本会の諸経費は入会金、会費、寄付金、臨時会費その他の収入による。

第66条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第67条 本会の会費は、年額20,400円とする。また入会金は1,000円とし入会の時納入する。なお年度途中の入退会者の会費は、在籍月数に応じたものとする。

第68条 会長は必要があるときは、代議員会及び校長の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

第69条 生徒総会における監査報告は、議長団がこれを行う。

第70条 その他会計に関しては、別に定める会計細則による。

第18章 補則

第71条 本会則の改正は、次の（１）から（３）に定める場合に発議され、代議員会の過半数の決議をもって執行部で改正案を作成する。その後、代議員会での審議を経て、生徒総会での承認を必要とする。

（１）執行部が必要と認めた場合。

（２）代議員会で1ホームルーム以上の要求があった場合。

（３）会員30名以上が連署の上、要求した場合。

第72条 本会の活動および決定事項は、学校長の承認を得なければならない。

附 則 本会則は、平成18年10月25日より施行する。

本会則は、平成20年5月12日より施行する。

本会則は、平成21年11月17日より施行する。

本会則は、令和3年4月1日より施行する。

本会則は、令和4年4月1日より施行する。

本会則は、令和5年6月1日より施行する。

第10節 生徒会選挙管理規程

第1章 総則

第1条 本規程は、生徒主体の理念に基づき、選挙が公明かつ公正に行われることを目的とする。

第2条 本規程は生徒会執行部役員選挙について適用する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、本規程の定める選挙を行うために以下の事務を行わなければならない。

（１）告示

（２）候補者の管理

（３）投票・開票の管理

（４）当選の通知

（５）その他選挙に関する事項

第4条 委員は各ホームルームより1名選出され、代議員・執行部役員及び議長団と兼ねることができない。

第5条 委員は選挙の公平さを著しく損害した場合は辞任し、各ホームルームは直ちに代理を選出しなければならない。

第6条 委員会の召集は委員長が行うこととする。また3分の1以上の委員による請求があったとき、委員長はこれを召集しなければならない。（ただし、第1回目の召集は生徒会長が行う。）

第7条 委員会の必要定員数は、委員の3分の1以上とする。

第8条 委員会の決議は出席委員の過半数とする。

第3章 期日

第9条 執行部役員の任期満了による選挙は、9月中に行う。

第10条 選挙日・投票所・立候補者の告示は、選挙日の1週間前に行う。

第4章 候補者

第11条 立候補の届出書には、立候補者・責任者・10名以上の推薦者の氏名・学年・組を記載する。

第12条 以下の者は立候補することができない。

- (1) 休学中の者（停学中も含む）
- (2) 任期満了後の選挙の場合、3年に在籍の者
- (3) 選挙管理委員

選挙管理委員で立候補しようとする者は、届け出前に職を辞さなければならない。
また、補充選挙の場合、生徒会役員が別の職に立候補しようとする者は、1度その職を辞さなければならない。

第13条 候補者を辞するときは、理由を文書にて、選挙日前日までに選挙管理委員長に提出しなければならない。

第5章 選挙運動

第14条 選挙運動は、選挙日・候補者・投票所の告示の日から選挙日の前日までとする。

第15条 選挙運動に使用するポスターについては以下に従う。

- (1) 3枚以上の作成を義務とする。
- (2) 用紙は委員会から配布されたものに限る。
- (3) 選挙に対する意欲が見られる内容とする。

第16条 前条に違反すると選挙管理委員会が認めた物は、これを撤去する。

第17条 候補者は個人演説を行う権利を有し、行う場合は選挙管理委員の指示に従う。

第18条 候補者は、選挙日において立会演説を行うことを義務とする。

第6章 投票

第19条 選挙は投票により行い、会員はそれぞれ1票の権利を有する。

第20条 投票は選挙管理委員と教員1名以上が出席する上で行う。

第21条 投票用紙は選挙日、投票所において選挙人に交付するものとする。

第22条 投票当日投票所に不在の者は棄権とみなす。

第23条 投票所において選挙管理委員が好ましくないと認めた者は、委員が所外に退出させることができる。

第7章 開票

第24条 開票は選挙管理委員と教員1名以上が出席する上で行う。

第25条 以下の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 1票中2名以上を記載したもの
- (3) 候補者の誰に投票したものか確認できないもの
- (4) その他のものについて疑義のある場合、その投票の有効・無効は委員と立会教員の協議によって決定する

第26条 選挙管理委員は、得票数と委員・立会教員の氏名を記載した開票録を作り、かかる生徒会役員の任期中、執行部が保存する。

第8章 当選者

第27条 有効投票中5分の2以上の得票をもつ最高得点者を当選者とする。

第28条 5分の2以上の得票を有する者がいない場合は、最多数を得た2名をもって開票日より1週間以内に決選投票を行う。

第29条 決選投票の結果得票数が同じである場合は、再度決選投票を1週間以内に行う。

第30条 届け出の候補者が1名、あるいは候補者の辞退により1名となった場合には、信任投票を行い、有効投票中過半数の信任を得た者を当選者とする。

第31条 当選者が決定した場合は、委員会は直ちにその結果を学校長・当選者・全校生徒に通知する。

第32条 当選者の当選効力は、任期満了選挙の場合10月1日からとする。ただし、補充選挙の場合決定告示があった日からとする。

第11節 生徒会部・外局・愛好会等に関する規約

第1章 総則

第1条 本規約は北海道天塩高等学校生徒会部・外局・愛好会等に関する規約と称する。

第2条 本規約は、生徒会会則の規定に基づき、各部・外局・愛好会等が、生徒主体の活動をし、互いに平等であり、諸事の混乱を防ぐことを目的とする。

第2章 部・局長会議

第3条 部・外局活動は部・局長会議で決定されたことに必ず従わなければならない。

第4条 部・局長会議は各部・局長・愛好会会長をもって構成される。議長は執行部役員
の部・外局担当が務める。ただし、愛好会会長に議決権はない。

第5条 定例会は月1回行うこととする。臨時会は1つ以上の部・外局または執行部、代
議員会からの要求があった場合、議長はこれを召集しなければならない。

第6条 部・局長会議での議題は以下の内容とする。

- (1) 活動報告
- (2) 予算案作成・決算報告
- (3) 各部間の諸問題
- (4) その他必要な事項

第7条 議決方法は全会一致とする。

第8条 会議における部・局長の報告や発言は、当該部・外局内での話し合いを経てから
なされなければならない。

第9条 各部・局長、愛好会会長は会議のために活動報告書を提出し、その後部内で保存
しなければならない。

第10条 生徒から傍聴の要望があった場合それを認めるが、発言権、議決権はない。

第3章 活動

第11条 部・外局・愛好会等の校内での活動時間は、原則として18時30分までとす
る。

第12条 原則として定期考査1週間前より考査終了まで活動中止とする。

第13条 活動の際、使用する器具・場所の管理は顧問の責任の下適切に行うこと。

第4章 部・外局運営費

第14条 各部・局に対し、運営費（物品等購入費）として部・外局費を支給する。

第15条 各部・外局は、部・外局費の予算の希望額を前期生徒総会前の部・局長会議で提
出する。

第16条 予算案は、部・局長会議で審議され、生徒総会で承認されたのち、学校長の承認
を経て決定される。

第17条 各部・外局会計は、部・局長会議での活動報告書に運営費の使途を必ず記入し、管理する。

第18条 部・外局費については、9月の定例会において中間報告を行い、後期生徒総会で執行部会計から報告される。

第19条 各部・局が対外行事(大会)等に参加する際には旅費の一部を補助する。

(「部活動に係る経費支出基準(生徒用)」参照)

第5章 廃部・局

第20条 部・外局の廃止(または存続)は、部員がいない、もしくは活動していないと確認された場合に部・局長会議で発議・審議を行い、生徒総会で決議されたのち、職員会議での学校長の承認を経て決定される。

第6章 愛好会

第21条 愛好会の設置を希望する際には、代表者が、執行部に会長・会員の学年・氏名と顧問教員の氏名、設置の動機を書いた文書を提出する。

第22条 愛好会の設置は、代議員会で発議・審議し、生徒総会で決議されたのち、学校長の承認を経て決定される。

第23条 愛好会の設置に必要な人数は、代表者を含めて3名以上とする。

第24条 愛好会は運営費を生徒会に申請することができない。

第25条 部への昇格は、少なくとも1年以上継続した愛好会活動を必要とする

第26条 部へ昇格する際の会員数は団体登録を必要とする部門の場合には、最低限登録人数以上、個人登録が可能な部門の場合には、3名以上を必要とする。

第27条 昇格に関しては、その愛好会の会長が申請の理由、会員・顧問教員の名簿、それまでの活動内容、これからの活動計画を議長団に提出し、第21条・第22条と同様の手続きを経て決定される。

第28条 活動していないと判断された愛好会は、部・局長会議で廃止が発議され、審議を経て生徒総会または代議員会で決定される。

第29条 部が部員減により、団体登録数を必要とする部門の場合には最低登録人数の半数未満、個人登録が可能な部門の場合には3名未満になった場合、愛好会への降格を部・局長会議で決定することができる。

第30条 部員減により、降格した愛好会に対しては、団体登録を必要とする部門の場合には、最低登録人数の半数以上、個人登録が可能な部門の場合には3名以上になった場合、その時点で部への昇格を部・局長会議で決定することができる。

第7章 クラブ

第31条 クラブの設置を希望する際には、代表者が、執行部にメンバーの学年・氏名と顧問教員の氏名、設置の動機を書いた文書を提出する。

第32条 クラブの設置は、代議員会で発議・審議し、生徒総会で決議されたのち、学校長の承認を経て決定される。

第33条 クラブの設置に必要な人数は、代表者を含めて3名以上とする。

第34条 クラブは運営費を生徒会に申請することができない。

第35条 活動していないと判断されたクラブは、部・局長会議で廃止が発議され、審議を経て生徒総会または代議員会で決定される。

第8章 外局

第36条 外局の設置を希望する際には、代表者が、執行部にメンバーの学年・氏名と顧問教員の氏名、設置の動機を書いた文書を提出する。

第37条 外局の設置は、代議員会で発議・審議し、生徒総会で決議されたのち、学校長の

承認を経て決定される。

第38条 外局の設置に必要な人数は、代表者を含めて3名以上とする。

附 則 本会則は、平成18年10月25日より施行する。
本会則は、平成21年11月17日より施行する。
本会則は、平成22年4月8日より施行する。
本会則は、平成22年11月18日より施行する。
本会則は、令和3年4月1日より施行する。
本会則は、令和4年4月1日より施行する。

第12節 対外行事(大会)等への参加に関する規程

第1条 目的を明確にして参加し、部活動の目標を達成すること。

第2条 参加できる対外行事(大会)等

- (1) 高体連、高野連、高文連が主催・共催する行事(大会)
- (2) 国民体育大会
- (3) 各種目中央競技団体またはその傘下の競技団体が主催・共催する行事(大会)
- (4) 文部科学省、教育委員会等の公共教育関係機関が主催・共催するもので教育的意義が顕著である行事(大会)
- (5) 宿泊を伴わない練習試合、合同練習、交流会・研修、その他の校外での活動(以下、「練習試合等」と略)（「本規程細則の1」参照）
- (6) その他、校長が承認した行事(大会)

第3条 参加資格

1 各行事(大会)への参加資格は次のとおりとする。

- (1) 支部(地区)行事(大会)
顧問より申請のあった生徒。
- (2) 全道行事(大会)
 - ①団体種目への参加の場合：顧問より申請のあった生徒。
 - ②個人種目への参加の場合：行事(大会)参加生徒及び顧問が特に必要と認めた生徒若干名（「本規程細則の2」参照）。
- (3) 全国行事(大会)
その都度、職員会議にて審議する。
- (4) 宿泊を伴わない練習試合等
各顧問より申請のあった生徒。

2 本校に特別活動として活動形態(部・外局・愛好会等)がない行事(大会)への参加を希望する生徒については次の通りとする。

- (1) 原則、個人での参加とし、引率教員は配置しない。
- (2) 高体連・高文連主催大会等、学校単位でしか参加できない場合（引率教員を配置しなければならない場合）は、その都度、職員会議にて審議する。
- (3) (1)(2)のどちらの場合も、参加に関わる経費（競技団体登録料、参加料、交通費、宿泊費等）は支給しない。

(4) 出欠席の取り扱い等の詳細については、その都度、職員会議にて審議する。

3 次に該当する生徒は参加を認めない。

(1) 成績不振の解消を目的とする補習等の指導と期日が重複している生徒。

(2) 懲戒等による特別指導が終了していない生徒。

(3) 出席時数不足により進級、卒業が危ぶまれる生徒。

(4) HR担任が参加を認めない生徒。

(5) 保護者の同意がない生徒。

(6) 健康診断の結果により参加することが不適当と判断された生徒。

第4条 出欠席の取り扱い

第2条、第3条により行事(大会)等に参加する生徒の出欠席の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 第2条(1)～(4)により参加する行事(大会)：公欠を認める。

(2) 第2条(5)により参加する行事(大会)：公欠は認めない。

(3) 第2条(6)により参加する行事(大会)：その都度、職員会議にて審議する。

第5条 参加日数

1 支部(地区)及び全道行事(大会)

行事(大会)要項に記載されている行事の開始(開会式、代表者会議及び公式練習等)に遅れず、かつ最短の宿泊数での参加とする。出場権を失った日に帰校することを原則とするが、やむを得ない事由(「本規程細則の3」参照)に依り帰校が困難と校長が認めた場合は後泊することができる。

2 全国行事(大会)

その都度、職員会議にて審議する。

3 宿泊を伴わない練習試合等

当該行事が行われる当日のみとする。

第6条 参加経費

1 加盟負担金・登録料

(1) 高体連・高野連・高文連の加盟負担金：生徒会より支出する。

(2) 各種目競技団体への登録料

①団体(チーム)登録料：生徒会より支給する。

②個人登録料：生徒会より支給する。

2 高体連主催大会災害補償制度の加入負担金

全額自己負担とする。

3 参加料

(1) 第2条(1)～(4)に依り参加する行事(大会)：生徒会より支給する。

(2) 第2条(5)に依り参加する練習試合等：全額自己負担とする。

(3) 第2条(6)に依り参加する行事(大会)：その都度、職員会議にて審議する。

4 交通費(「部活動に係る経費支出基準(生徒用)」参照)

振興会より補助する。

5 宿泊費(「部活動に係る経費支出基準(生徒用)」参照)

(1) 第2条(1)～(4)に依り参加する支部(地区)行事(大会)：生徒会より補助する。

- (2) 第2条(1)～(4)に依り参加する全道行事(大会)：振興会より補助する。
- (3) 第2条(1)～(4)に依り参加する全国行事(大会)：その都度、職員会議にて審議する。
- (4) 第2条(6)に依り参加する行事(大会)：その都度、職員会議にて審議する。

第7条 参加回数

特に制限はしない。

第8条 引率者

- 1 対外行事(大会)等に参加しようとする団体(部・外局・愛好会等)の担当教員(顧問等)とし、期間中は生徒の指導監督に当たる。指導監督に当たれない事由の生じた場合は、代替教員がその任を代行する。
- 2 引率者の人数は必要最少人数とする。ただし申請された人数に疑義が生じた場合は、その都度、職員会議にて審議する。

第9条 事前審査及び届出(「本規程細則の4」参照)

- 1 対外行事(大会)等に参加しようとする団体(部・外局・愛好会等)は、原則として二週間前までに生徒指導部に申請し、その是非について事前審査を受ける。
- 2 生徒指導部は、適当と認めた場合は校長の承認を得る。
- 3 承認を得た団体(部・外局・愛好会等)は、原則として一週間前までに届け出る。

第10条 報告(「本規程細則の5」参照)

- 1 対外行事(大会)等に参加した団体(部・外局・愛好会等)は、対外行事(大会)等終了後、速やかに生徒指導部に報告し、その是非について審査を受ける。
- 2 生徒指導部は、適当と認めた場合は校長の承認を得る。

第11条 禁止事項

- 1 次に該当する行為は厳に禁止する。
 - (1) 対外行事(大会)等参加申請書の参加生徒欄に記載されていない生徒が参加すること。
 - (2) 本規程第1条の規定に反する行動を取ること。
 - (3) 生徒心得等の校則に違反すること。
- 2 第1項に該当する事由が生じた場合は、当該行事(大会)等への参加を中止させることがある。

第12条 その他

- 1 本規程に依りがたい事由が生じた場合は、その都度、職員会議にて審議する。

附 則 この規程は昭和53年4月1日より施行する。
 この規程は平成5年4月1日より施行する。
 この規程は平成9年5月28日より施行する。
 この規程は平成19年4月6日より施行する。
 この規程は平成20年4月21日より施行する。
 この規程は平成21年2月17日より施行する。
 この規程は平成21年12月1日より施行する。
 この規程は令和3年4月1日より施行する。
 この規程は令和4年4月1日より施行する。

第13節 合宿規程

第1条 目的

- 1 日常とは異なる環境の中で集中的に活動することにより、競技力、技術、技能、教養等の向上を図る。
- 2 規律ある共同生活を通して、心身を鍛え自主協調の精神を養う。

第2条 留意事項

- 1 学校教育活動の一貫として、学習活動等、通常の学校生活の妨げにならない範囲内で計画を立てる。
- 2 実施場所は教育環境を十分に配慮し、生徒の安全が確保できる施設を選定する。
- 3 公共施設を活用するなど経費節減に努め、保護者に過度の負担を強いることのないよう留意する。
- 4 合宿の目的、内容、費用等について事前に保護者とよく連携を取り、同意を得た上で実施する。

第3条 事前審査及び届出(「対外行事(大会)等への参加に関する規程細則の4」参照)

- 1 合宿しようとする団体(部・外局・愛好会等)は、原則として二週間前までに生徒指導部に申請し、その是非について事前審査を受ける。
- 2 生徒指導部は、適当と認めた場合は校長の承認を得る。
- 3 承認を得た団体(部・外局・愛好会等)は、原則として一週間前までに届け出る。

第4条 報告(「対外行事(大会)等への参加に関する規程細則の5」参照)

- 1 合宿を行った団体(部・外局・愛好会等)は、合宿終了後、速やかに生徒指導部に報告し、その是非について審査を受ける。
- 2 生徒指導部は、適当と認めた場合は校長の承認を得る。

第5条 制限事項

- 1 実施時期…休業日とする。
- 2 日 数…年度ごと(前期始業式の当日から翌年の前期始業式の前日まで)の合計を14日以内とする。
- 3 引 率 者…(1) 合宿しようとする団体(部・外局等)の担当教員(顧問等)とし、期間中は生徒と寝食を共にし指導監督に当たる。指導監督に当たれない事由の生じた場合は、合宿を中止する。ただし、代替教員がその任を代行する場合はこの限りではない。
(2) 引率者の人数は必要最小人数とする。ただし申請された人数に疑義が生じた場合は、その都度、職員会議にて審議する。
- 4 経 費…(1) 交通費(「部活動に係る経費支出基準(生徒用)」参照)
振興会より補助する。
(2) 宿泊費及びその他の経費は全額自己負担とする。
- 5 実 施 地…(1) 原則として北海道内とする。
(2) 北海道外での実施を希望する場合は、その都度、職員会議にて審議する。

6 参加資格…次に該当する生徒は参加を認めない。

- (1) 成績不振の解消を目的とする補習等の指導と期日が重複している生徒。
- (2) 懲戒等による特別指導が終了していない生徒。
- (3) HR 担任が参加を認めない生徒。
- (4) 保護者の同意がない生徒。
- (5) 健康診断の結果により参加することが不適当と判断された生徒。

第6条 禁止事項

1 次に該当する行為は厳に禁止する。

- (1) 対外行事(大会)等参加申請書の参加生徒欄に記載されていない生徒が参加すること。
- (2) 引率教員の許可なく部外者を参加させること。
- (3) 本規程第1条の規定に反する行動を取ること。
- (4) 生徒心得等の校則に違反すること。

2 第1項に該当する事由が生じた場合は、合宿を中止させることがある。

第7条 その他

本規程により依りがたい事由が生じた場合は、その都度、職員会議にて審議する。

附 則 この規程は、昭和53年4月1日より施行する。
この規程は、平成5年4月22日より施行する。
この規程は、平成10年4月6日より施行する。
この規程は、平成19年4月6日より施行する。
この規程は、令和3年4月1日より施行する。
この規定は、令和4年4月1日より施行する。

第14節 対外行事(大会)等への参加に関する規程細則

対外行事(大会)等への参加に関する規程の適用に関して、細則を次のように定める。

1 「第2条 参加できる対外行事(大会)等(5)」に関して

- (1) 宿泊を伴う練習試合等は合宿とみなし、合宿規程を適用する。

2 「第3条 参加資格」に関して

- (1)(第1項(2)②)「顧問が特に必要と認めた生徒若干名」とは「必要最少限の人数まで」とする。申請された人数に疑義が生じた場合は、その都度、職員会議にて審議する。

3 「第5条 参加日数」に関して

- (1)(第1項)「やむを得ない事由」とは次の場合とする。

- ①生徒の健康を害する恐れのある場合(過度の疲労、けが等)
- ②生徒の安全を確保できない場合(悪天候、深夜の帰着等)
- ③宿泊先をキャンセルできなかつたり、逆に金銭的に高くなる場合(パック料金やツアー利用等)

④その他、校長がやむを得ないと認めた場合

4「第9条 事前審査及び届出」に関して

(1)(第1項) 事前審査の際の添付資料は次のとおりとする。

①対外行事(大会)等参加申請書

②対外行事(大会)等の要項

③参加料の支給を希望する場合

ア 金額が証明できる書類(納付書等)、ただし対外行事(大会)等の要項に記載がある場合は不要

イ 個人種目へ参加しようとする場合は、参加者を証明できる書類(参加申込書のコピー等)、ただし生徒指導部に提出する対外行事(大会)等参加申請書は不可

④交通費の補助を希望する場合

ア バス借り上げ：バスの仕様と料金の見積額がわかる書類

イ 公共交通機関：不要

ウ タクシー：事前に予約する場合は料金の見積額がわかる書類、予約しない場合は不要(タクシーの利用はやむを得ない場合のみ)

エ 保護者送迎：希望することはできない

⑤宿泊費の補助を希望する場合

ア 料金の見積額がわかる書類

(2)(第3項) 届出の際の添付資料は次のとおりとする。

①校長の承認印が押印されている対外行事(大会)等参加申請書のコピー

②対外行事(大会)等参加保護者承諾書

③参加料の支給を申請する場合：生徒会費施行決定書

④交通費の補助を申請する場合：振興会物品購入等・支出(戻入)決定書

⑤宿泊費の補助を申請する場合

ア 支部(地区)行事(大会)：生徒会費施行決定書

イ 全道行事(大会)：振興会物品購入等・支出(戻入)決定書

5「第10条 報告」に関して

(1)(第1項) 報告の際の添付資料は次のとおりとする。

①対外行事(大会)等参加報告書

②参加料の支給や交通費補助、宿泊費補助を受けた場合

領収書、ただし公共交通機関利用の場合で領収書が発行されない場合は乗車を証明できる資料(乗車証明書、乗車券の写真など)

附 則 この細則は令和4年4月1日より施行する。